

## 解答解説

【問 33】 正解 4

- 1 正しい 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 正しい 法定利率は、固定されたものではなく、3年を1期とし、1期ごとに、変動が予定されているものである。
- 3 正しい 基準割合とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。
- 4 誤り 各期における法定利率は、この民法404条4項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（直近変動期）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。令和2年4月1日に、法定利率が5%から3%になっているところから、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期の直近変動期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日ということになり、その直近変動期の基準割合が0.7%ということになる。基準割合とは、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの基準割合をいうから、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期の基準割合は、令和5年4月1日の属する年、すなわち令和5年1月1日から6年前の年である平成29年の1月から令和5年の前々年にあたる令和3年12月までの5年間の基準割合であり、0.5%ということになる。そこで、直近変動期における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合は、 $0.7\% - 0.5\% = 0.2\%$ となる。これは1%未満であるところから、切り捨てることになり、直近変動期における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合は、ゼロということになる。よって、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの法定利率は、直近変動期である令和2年4月1日から令和5年3月31日までの法定利率3%からの変動はなく、引き続き3%ということになる。

## 【改正規定】

### 肢1・2・3・4

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年3パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

## 【問 34】正解4

- 1 正しい 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。よって、選択権者であるCの過失により給付乙が履行不能であるとき、債権は、残存する給付乙について存在する。
- 2 正しい 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。これは、債権の目的である給付の中に選択権を有しない当事者の過失により履行不能となったものがあるときは、債権は残存する給付に特定せず、この不能となった給付を選択することも可能となる趣旨を含むものである。よって、よって、給付甲が契約締結後に履行不能となったときでも、それが選択権を有しないBの過失によるものであるときは、Aは、給付甲を選択することができる。
- 3 正しい 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権

を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。ここより、債権の目的である給付の中に選択権を有する者の過失によらない不能であるものがあるときは、債権は残存する給付に特定せず、この不能である給付を選択することも可能となる。よって、A Bいずれの過失によることなく給付甲が行不能となったときであっても、Aは給付甲を選択することができる。

- 4 誤り 債務の履行が契約締結前から不能である場合、すなわち原始的不能であっても、債権者は、履行の請求はできないが、損害賠償の請求はできる。これは、原始的不能の給付を目的とする債務は、契約により発生し、存在することを意味する。ここより、給付甲は原始的不能といえるが、債務として存在する。そして、債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。よって、給付甲の原始的不能がA Bの過失によるものでないとき、選択権者Aに過失によるものでない場合として、債権は、残存する給付乙に確定せず、Aは、給付甲を選択することができる。

#### 【改正規定】

#### 肢1・2・3・4

(不能による選択債権の特定)

第420条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

#### 肢4

(履行不能)

第412条の2 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

#### 【問 35】正解4

- 1 正しい 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者

の注意をもって、その物を保存しなければならない。

- 2 正しい 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。
- 3 正しい 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。このとき、履行不能が債務者の責めに帰すべき事由によるか否かを問わない。
- 4 誤り 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、債務不履行損害賠償請求の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

#### 【改正規定】

##### 肢 1

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第 400 条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

##### 肢 2

(受領遅滞)

第 413 条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。

##### 肢 3・4

(履行不能)

第 412 条の 2 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

【問 36】正解 4

- 1 正しい 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 正しい 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。ここに「債務の本旨に従った履行をしないとき」とは、履行不能のほか、履行することができるにもかかわらず履行期到来後も債務を履行しないとき、いわゆる履行遅滞を含む。
- 3 正しい 損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、債務の履行が不能であると、債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又は債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したときに、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- 4 誤り 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。ここより、債務者が履行の請求を受ける前に期限の到来したことを知れば、その時から遅滞の責任を負うことになり、履行の請求を受ける前に遅滞の責任を負うことはないとはいえない。

【改正規定】

肢 1

(履行の強制)

第 414 条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

肢 2・3

(債務不履行による損害賠償)

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であると

きは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

#### 肢 4

(履行期と履行遅滞)

#### 第 412 条

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

#### 【問 37】正解 2

- 1 正しい 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。
- 2 正しい 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 3 正しい 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 4 誤り 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。過失相殺は、債務の不履行それ自体に関して債権者に過失があったときに限られるものではない。

## 【改正規定】

### 肢 1

(受領遅滞)

#### 第四百十三條

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

### 肢 2・3

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

第 413 条の 2 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

### 肢 4

(過失相殺)

第四百十八條 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

## 【問 38】正解 1

- 1 誤り 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。ここから、債権者が契約締結後に債務者に告げた特別の事情による損害であっても、当事者が予見すべきであったとはいえないものもあり、それについては賠償範囲に入らない。よって、債権者が契約締結後に告げた特別の事情による損害であれば、すべて損害賠償の範囲に入るとはいえない。
- 2 正しい 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
- 3 正しい 人心損害の場合、将来において取得できた利益を取得することができなくなった

損害（将来の逸失利益）の算定にあたっては、現時点で算定し先払いの形となるところから、利息相当分を減額する（中間利息の控除）。このときの中間利息の割合は、実質金利（名目金利と賃金上昇率又は物価上昇率との差）ではなく、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率による。将来において負担すべき費用、たとえば後遺症の治療費や介護費用等についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率による。

- 4 正しい 債務者が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる（代償請求権）。ここに債務者が履行が不能となったのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得すれば代償請求権が認められることになり、履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるか否かを問わない。

#### 【改正規定】

##### 肢 1

（損害賠償の範囲）

##### 第四百十六条

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

##### 肢 2

（金銭債務の特則）

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

##### 肢 3

（中間利息の控除）

第四百十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

- 2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担



すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第 722 条 第 417 条及び第 417 条の 2 の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

肢 4

(代償請求権)

第 422 条の 2 債務者が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

【問 39】正解 4

- 1 正しい 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（被代位権利）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。
- 2 正しい 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。
- 3 正しい 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。ここより、不動産の買主は、売主に対する登記請求権を保全するために当該不動産について売主が第三者に対して有する登記請求権を代位行使することができる。
- 4 誤り 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。ただ、債権者は、その債権の期限が到来しない間は、保存行為を除き、被代位権利を行使することができない。ここより、債権者は、債務者が有する金銭債権の額が自己の債権額を超える場合で、その金銭債権の期限が到来していない間は、自己の債権の額の限度においても、裁判上の代位により行使することはできない。

## 【改正規定】

### 肢1・2

（債権者代位権の要件）

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

### 肢3

（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）

第423条の7 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前3条の規定を準用する。

### 肢4

（債権者代位権の要件）

#### 第423条

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

（代位行使の範囲）

第423条の2 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

## 【問 40】正解4

- 1 誤り 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。ここより、Aが債権乙を債権者代位権に基づき代位行使することをB及びCに通知したと

きであっても、Bは、債権乙について取り立てることができ、CはBに弁済することができる。

- 2 誤り 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。ここより、AはCに対し直接自分に引き渡すことを求めることができ、CがAに引き渡せば、Cの引渡債務は消滅する。
- 3 誤り 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。よって、Aが債権乙を代位行使するとき、CがBに対して主張することができる抗弁を有していれば、当該抗弁をもってAに対抗することができる。
- 4 正しい 債権者代位訴訟における債権者の地位は、法定訴訟担当と一般に解せられており、その判決の効力は債務者にも及ぶ。ここから、債務者の手続保障のために、債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。よって、AがCに対し訴えにより債権者代位権を行使した場合、その判決の効力はBにも及ぶところから、Aは、Bに対し、遅滞なく、訴訟告知をしなければならない。

## 【改正規定】

### 肢1

(債務者の取立てその他の処分の権限等)

第423条の5 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

### 肢2

(債権者への支払又は引渡し)

第423条の3 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

### 肢 3

(相手方の抗弁)

第 423 条の 4 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

### 肢 4

(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知)

第 423 条の 6 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

#### 【問 41】正解 2

- 1 正しい 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ここに取消しの対象は、法律行為に限られない。債務の承認は、法律行為とはいえないが、なお詐害行為取消請求の対象となる。
- 2 誤り 債権者は、その債権が詐害行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。ここから、詐害行為前に発生原因があり、詐害行為後に当該原因に基づき発生した債権であっても、詐害行為取消請求の被保全債権となる。
- 3 正しい 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。
- 4 正しい 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

#### 【改正規定】

#### 肢 1・2・3

(詐害行為取消請求)

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

- 3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。

4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

#### 肢 4

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第 425 条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

#### 【問 42】正解 4

- 1 誤り 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（受益者）がその行為の時において債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。つまり、受益者が善意であれば、詐害行為取消しは認められない。そして、債権者が転得者に対して詐害行為取消請求をするには、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができることが前提になる。そこで、受益者が善意であり、受益者に対し詐害行為取消しができない場合は、転得者が悪意であっても、転得者に対する詐害行為取消しも認められない。ここより、受益者 B が善意であれば、転得者 C が悪意であっても、X は、C に対し詐害行為取消請求をすることはできない。
- 2 誤り 債権者が転得者に対して詐害行為取消請求をするには、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができることが前提になる。ただ、受益者からの転得者に対しては、その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたときに限り、詐害行為取消請求をすることができる。ここから、受益者 B が悪意であっても、転得者 C が善意であれば、X は、C に対し詐害行為取消請求をすることはできない。
- 3 誤り 債権者が転得者に対して詐害行為取消請求をするには、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができることが前提になる。そして、転得者からの転得者に対しては、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたときに限り、詐害行為取消請求をすることができる。ここから、受益者 B 及び転得者 C からの転得者 D が悪意であっても、D の前の転得者 C が善意であれば、X は D に対し詐害行為取消請求をすることはできない。
- 4 正しい 債権者が転得者に対して詐害行為取消請求をするには、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができることが前提になる。そして、転得者からの転得者に対しては、

その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたときに限り、詐害行為取消請求をすることができる。このとき、転得者からの転得者において債務者がした行為が債権者を害することを知っていれば、その前の転得者が債務者がした行為が債権者を害することを知っていたことまで知らなくても、転得者からの転得者に対し詐害行為取消請求をすることができる。ここより、受益者B、転得者C、転得者Cからの転得者Dが悪意であれば、Dにおいて前の転得者Cが悪意であることを知らなかったとしても、Xは、Dに対し詐害行為取消請求をすることができる。

## 【改正規定】

### 肢1・2・3・4

(詐害行為取消請求)

第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

### 肢2

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第424条の5 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

### 肢3・4

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第424条の5 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

【問 43】正解 4

- 1 正しい 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、①その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること、②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと及び③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたことの3つの要件すべてに該当する場合には限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。不動産である土地甲を売却して金銭に変えることは、上記①の要件に該当する。よって、Aによる土地甲の売却が、代金1,000万円であっても、上記②及び上記③の要件に該当すれば、Aの土地売却行為は詐害行為取消請求の対象となる。ここより、代金が1,000万円であっても、Aの債権者に当該売却行為についての詐害行為取消請求が認められることがあることになる。
- 2 正しい 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、①その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること、②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと及び③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたことの3つの要件すべてに該当する場合には限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。上記要件②にいう「隠匿等の処分をする意思」とは、当該処分行為が責任財産の減少させる効果を持つことの認識に加え、一般債権者の権利実現を妨げる意図のあることをいう。ここより、Aが不足する家族の生活費に充てるために土地甲の売却をした場合には、上記要件②の「隠匿等の処分をする意思」が認められない。よって、Aの債権者に当該売却行為について詐害行為取消請求が認められることはない。
- 3 正しい 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、①その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること、②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産

について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと及び③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたことの3つの要件すべてに該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。上記要件②にいう「隠匿等の処分をする意思」とは、当該処分行為が責任財産の減少させる効果を持つことの認識に加え、一般債権者の権利実現を妨げる意図のあることをいう。ここより、Aが事業資金に充てるため銀行から1,000万円の融資を受けるに当たり時価1,000万円相当の土地甲に抵当権を設定したことは、「隠匿等の処分をする意思」によるものとはいえない。よって、Aの土地甲への抵当権設定行為につき、Aの債権者に詐害行為取消請求が認められることはない。

- 4 誤り 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、①その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること、②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと及び③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたことの3つの要件すべてに該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。不動産である土地甲を売却して金銭に変えることは、上記①の要件に該当し、Aが代金を隠匿する意思を有していれば上記②の要件にも該当する。よって、売却当時にBにおいてAが代金隠匿の意思を有していたことを知らなかったのであれば、上記③の要件を欠き、Aの債権者に当該売却行為についての詐害行為取消請求は認められない。

#### 【改正規定】

#### 肢1・2・3・4

（相当の対価を得てした財産の処分行為の特則）

第424条の2 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処



分をする意思を有していたこと。

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

【問 44】正解 4

- 1 正しい 債務者がした既存の債務についての債務の消滅に関する行為について、債権者は、①その行為が、債務者が支払不能の時に行われたものであり、かつ、②その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであるときに限り、詐害行為取消請求をすることができる。よって、支払不能にあるBがCに対する債務を弁済したとき、それがBとCとが通謀してAを害する意図をもって行われたものでないときは、Aは、BによるCの債務の弁済について詐害行為取消請求をすることはできない。
- 2 正しい 債務者がした既存の債務についての担保の供与について、債権者は、①その行為が、債務者が支払不能の時に行われたものであり、かつ、②その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであるときに限り、詐害行為取消請求をすることができる。ここより、支払不能にあるBがCと通謀してAを害する意図をもってCの債権のために所有する土地に抵当権を設定したとき、Aは、当該抵当権設定行為について詐害行為取消請求をすることができる。
- 3 正しい 債務者がした既存の債務についての債務の消滅に関する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、①その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであり、かつ、②その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであれば、債権者は、その債務の消滅に関する行為について詐害行為取消請求をすることができる。BのCの債務の弁済は、Bが支払い不能となる前の、弁済の時期が債務者の義務に属しないものであり、債務の消滅に関する行為の時期が債務者の義務に属しないものである場合に当たる。そして、その弁済は、Bが支払不能になる前30日以内に行われたものである。よって、その弁済が、BとCとが通謀してAを害する意図をもって行われたものであれば、Aは、BによるCの債務の弁済について詐害行為取消請求をすることができる。
- 4 誤り 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大である場合、いわゆる過大な代物弁済等

について、特定の債権者に対する担保の供与等の特則を定める 424 条の 3. 1 項の① 支払不能の時になされたもの、かつ、②債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであることの要件をみたせば、代物弁済の全部について詐害行為取消請求をすることができるが、Bによる過大な代物弁済は支払不能にないときによるものであるところから、424 条の 3. 1 項の①の要件をみたしていない。ただ、424 条の 3. 1 項の要件をみたしていない場合でも、424 条の詐害行為取消請求の一般要件に該当するときは、債権者は、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。ここより、Aは、Bの代物弁済が支払い不能のときになされたものでないとしても、424 条が規定する詐害行為取消請求の一般要件に該当すれば、消滅した債務の額 1,000 万円に相当する部分である以外の部分、つまり 500 万円について詐害行為取消請求をすることができる。しかし、代物弁済の全部について詐害行為取消請求をすることはできない。

#### 【改正規定】

#### 肢 1・2・3

(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)

第 424 条の 3 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第 1 号において同じ。）の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能になる前 30 日以内に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

#### 肢 4

(過大な代物弁済等の特則)

第 424 条の 4 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

【問 45】正解 3

- 1 正しい 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。
- 2 正しい 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。受益者又は転得者がその財産の返還をすることが困難であるときに価額の償還を請求する場合も、同様である。
- 3 誤り 債権者は、受益者又は転得者に対する詐害行為取消請求により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合も、同様である。ただ、不動産の引渡しについては、債務者への引渡しを求めることができるだけで、自己への引渡しをもとめることはできない。
- 4 正しい 詐害行為取消請求において受益者又は転得者がその財産の返還をすることが困難であるとき、債権者が受益者又は転得者に対して価額の償還を請求することができるが、債権者は、当該価額について自己への支払を求めることができる。

## 【改正規定】

### 肢 1

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第 424 条の 6 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

### 肢 2

(詐害行為の取消しの範囲)

第 424 条の 8 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 債権者が第 424 条の 6 第 1 項後段又は第 2 項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

### 肢 3・4

(債権者への支払又は引渡し)

第 424 条の 9 債権者は、第 424 条の 6 第 1 項前段又は第 2 項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2 債権者が第 424 条の 6 第 1 項後段又は第 2 項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

## 【問 46】正解 2

- 1 正しい 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難で

あるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。ここより、BはAに対して絵画甲の返還を請求することができる一方、絵画甲が滅失しておりAがその返還をすることができないときは、Aに対し100万円の償還を請求することができる。

- 2 誤り 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。ここから、AのYに対する債務の弁済につきXによる詐害行為取消請求が認められれば、Yは500万円をAに返還することになる。そして、債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(424条の4の過大な代物弁済等の特則の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。ここに受益者の債権が復活するのは、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときである。つまり、受益者Yの債権が復活する時点には、YはAに返還すべき500万円をすでに返還していることになる。よって、Yは、復活した500万円の債権とAに返還すべき500万円を相殺することはできない。
- 3 正しい 債務者がした財産の処分行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付の価額を限度とする。時価500万円の金塊をCに100万円で売却した行為が受益者Cに対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば、Cは、Aに対し反対給付である100万円の返還請求権を取得する。これは、Dが前者であるCから当該金塊を取得するためにした反対給付である300万円より少ない。よって、Xの転得者Dに対する詐害行為取消請求が認められたとき、Dは、このCが取得するであろう100万円の返還請求権を取得し、Aに対し100万円の返還を請求することができる。
- 4 正しい 債務者がした債務の消滅行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとき(424条の4の過大な代物弁済等の特則の規定により取り消された場合を除く。)は、その転得者は、その債務の消滅行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば回復すべき受益者の債務者に対する債権を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。AのYへの代物弁済が受益者Yに対する詐害行為取消請求によって取り消されたと

すれば、YのAに対する500万円の債権が復活する。そこで、Eは、この復活したYの500万円の債権について、代物弁済の目的物とされた金塊を取得するためにした反対給付400万円についてAに対し支払を請求することができる。

## 【改正規定】

### 肢1

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第425条の2 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

### 肢2

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第424条の6 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(受益者の債権の回復)

第425条の3 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第424条の4の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

### 肢3・4

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第425条の4 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第425条の2に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合(第424条の4の規定により取り消された場合を除く。)

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

【問 47】正解 4

- 1 正しい 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴えでは、受益者を被告とする。よって、債務者を被告とする必要はない。
- 2 正しい 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴えでは、その詐害行為取消請求の相手方である転得者を被告とする。よって、受益者を被告とする必要はない。
- 3 正しい 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。債務者につき詐害行為取消訴訟の被告適格を否定する一方、詐害行為取消訴訟の認容判決の効力が債務者にも及ぶところから、債務者に訴訟告知し、債務者の手続保障をはかったものである。
- 4 誤り 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。よって、行為の時から20年ではなく、10年を経過すると、訴えを提起することができなくなる。債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができないという点は、正しい。

【改正規定】

肢1・2・3

(被告及び訴訟告知)

第424条の7 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

- 一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
  - 二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者
- 2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

肢4

(詐害行為取消権の期間の制限)

第 426 条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。